中小企業等経営強化法に関わる証明書発行申請について

中小企業経営強化税制の適用期限が2年延長されたことに伴い、下記の通りお知らせいたします。

1. 制度延長の概要

中小企業経営強化税制の拡充及び延長(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 適用期限を2年間延長。(令和8年度末(2026年度末)まで)
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を 要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を対象設備に追加する。
- 建物を新増設した際、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、 特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

改正概要 【適用期限:令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件		
生産性向上設備	 生産性*が旧モデル比平均1%以上向上する 設備	工業会等	機械装置(160万円以上)			
(A類型) 	ま文VIH ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか		工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)			
収益力強化設備	投資利益率**が年平均7%以上の投資計画 に係る設備		器具備品(30万円以上)	• 生産等設備 を構成するもの		
(B類型)	※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	!	建物附属設備(60万円以上)	※事務用器具備品・本店・ 寄宿舎等に係る建物付		
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一 定割合以上 の投資計画に係る設備	経済	 ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収	属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しない。		
(2,0,1)		産業局	集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	国内への投資であること		
^77.114 4E3 1554.0±	投資利益率が年平均7%以上 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 売上高成長率年平均10%以上を目指す		機械装置(160万円以上) 工具(30万円以上) 器具備品(30万円以上)	· <u>中古資産・貸付資産</u> <u>でないこと</u> 等		
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	 前年度売上高10億円超90億円未満 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 	i !	ソフトウェア(70万円以上) 建物及びその附属設備(1,000万円以上) (生産性向上に資する設備の導入に伴って新増設される			
	※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投 資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円			

^{※1} 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制指置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出す

経産省 HPより

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei fy2025/zeisei fy2024/zeiseikaiseigaiyou20 25r.pdf

工業炉の場合の類型は「生産性向上設備(A類型)となります。

(参考 HP)

中企庁「経営強化法」リンク:

概要: https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

Q&A: https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaganda.pdf

証明書発行工業会関係:https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html

2. 生産性向上の比較指標について

2025年度からの改正にあたって、生産性の比較指標は以下に示す指標に限定されます。

- 1)「単位時間あたり生産量」(時間当たり掘削量(m³/h),時間当たり生成量(個/h)等)
- 2)「歩留まり率」((完成品数/投入原料数, 良品数/完成品数等)
- 3)「投入コスト削減率」(必要作業時間の短縮率、必要投入原料の削減率等)

注記)

- 1) 従来,生産性の指標はメーカーが自由に定めてよいとされてきました。当工業会においては,装置における限定的(部分的)な生産性の指標(例:炉体損失熱,操作性など)であっても,合理的と判断できれば要件適合としてきましたが,今回の指標に関する解釈の統一により,部分的と考えられる生産性の指標については適合としない方針といたします。
- 2) 「歩留まり率」および「投入コスト削減率」については以下の解釈といたします。
 - 「歩留まり率」は「精度」を含む。
 - 「投入コスト削減率」は「省エネ率、エネルギー効率」を含む。

- 3. 日本工業炉協会における証明書発行の手続きについて
- 経営力向上設備等に関する税制措置に係る工業会証明書の取得の手引き リンクご参照願います⇒https://www.jifma.or.jp/assets/document/20230403_tebiki.pdf
- 申請書類等

以下のものを郵送または電子ファイルにてご提出願います。

- 様式1

押印の必要ございません。電子ファイルの場合はワードでご提出願います。

- 様式2
- 根拠資料(様式2の添付書類)
 - 年平均1%以上の生産性向上を説明できる資料
 - ・ 当該設備と一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等 (発売開始年度及び技術的内容の根拠となるもの)
- 郵送の場合,返信用封筒(切手貼付、宛先記入)
- 注記)様式は下表よりダウンロードできます。
- 注記)まずは、作成していただいたものを下記問い合わせ先までメールでご連絡いただくことをお勧めします。
- 注記)2024 年 4 月 1 日より、押印廃止にともない、電子ファイルでの発行も開始いたします(PDF に変換しての発行となります)。
- 送付先/問い合わせ先

〒101-0032 千代田区岩本町 3-2-10 SN 岩本町ビル

(一社) 日本工業炉協会(宛先に「証明書発行申請」と付記願います。)

電話: 03-3861-0561, E-mail: info@jifma.or.jp

証明書発行手数料について

会員:1,000円/証明書一通(税抜き。税込み1,100円)

非会員:10,000円/証明書一通(税抜き。税込み11,000円)

(税込・振込み手数料別)

同一の対象設備で両制度同封にて申請の場合は証明書一通分として取り扱います。

(様式等ダウンロード)

様式 1	ダウンロード
(2025年4月1日より様式変更)	7978 1
様式 2	ダウンロード
(2025年4月1日より様式変更)	
算定理由書(例)	ダウンロード
根拠資料	書式なし
記入要領	中企庁リンク/協会作成 ダウンロード

4. 当協会が証明書発行する対象となる設備(対象資産区分及び対応工業会等リストより抜粋)

番号	細目	
3	繊維工業用設備	(炭素繊維製造設備)
8	化学工業用設備	(カーボンブラック製造設備、その他の炭素製品製造設備(黒鉛化炉))
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	(石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。))
13	窯業又は土石製品製造業用設備	(板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)(溶解炉)、その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を
		含む。)(るつぼ炉及びデータンク炉、溶解炉、)陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬
		製造設備(倒炎がま、トンネルがま、その他の炉)、その他の炭素製品製造設備(黒煙炉)、人造研削材製造設
		備(溶解炉)、研削と石又は研摩布紙製造設備(加硫炉、トンネルがま、その他の焼成炉)、セメント製造設
		備、石灰又は苦石灰製造設備、石こうボード製造設備(焼成炉)、ほうろう鉄器製造設備(るつぼ炉、その他の
		炉)、石綿又は石綿セメント製品製造設備、岩綿(鉱さい繊維を含む。)又は岩綿製品製造設備
14	鉄鋼業用設備	(鋼鋳物又は銑鉄鋳物製造業用設備、製銑設備、製鋼設備、電気錫めつき鉄板製造設備のうち、工業炉設
		備)
15	非鉄金属製造業用設備	(銅、鉛又は亜鉛製錬設備、ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガ
		ン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属製錬設備、ニッケル、タングステン又はモリブデン製錬設備、その他の非鉄
		金属製錬設備、非鉄金属圧延、押出又は伸線設備、非鉄金属鋳物製造業用設備(その他の設備)、電線又
		はケーブル製造設備、光ファイバー製造設備、金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備のうち、工業炉
		設備)
16	金属製品製造業用設備	(金属粉末又ははく (圧延によるものを除く。) 製造設備、金属塗装設備 (脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装
		置)、金属熱処理業用設備、粉末冶金製品製造設備
17	はん用機械器具(はん用性を有するもので、	(エンジン・部品製造のための熱処理炉等の工業炉に限る)
	他の器具及び備品並びに機械及び装置に組	
	み込み、又は取り付けることによりその用に供さ	
	れるものをいう。)	
18	生産用機械器具(物の生産の用に供される	(金属加工機械製造設備、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備)
	もの)	
19	業務用機械器具(業務用又はサービスの生	
	産の用に供されるもの(これらのものであつて物	
	の生産の用に供されるものを含む。)をいう。	
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用	(フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備、フェライト製品製造設備)
	設備	

23	輸送用機械器具製造業用設備	(エンジン・部品等の熱処理炉等の工業炉に限る)
24	その他の製造業用設備	(その他のガラス製品製造(光学ガラス製造設備を含む。) (るつぼ炉及びデータンク炉、溶解炉)、自転車又は
		同部分品若しくは附属品製造設備(めつき設備))
25	農業用設備	(電動機)
26	林業用設備	(その他の機具(乾燥用バーナー))
32	ガス業用設備	(製造設備(石炭ガス、石油ガス又はコークス製造装置(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含
		む。)))
50	その他の生活関連サービス業用設備	(火葬設備)

一以 上一